

広島市中区選挙管理委員会告示第17号
令和7年7月14日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正行

【期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者】

氏 名	住 所	職務を行うべき日	職務を行うべき時間
久保下 真穂	広島市中区	7月16日	8時30分から 20時00分まで